

国民年金保険料 お得な納付方法のご案内

国民年金保険料は、まとめて前払い（前納）すると割引を受けることができます。

★市民課国民年金係
☎25-1114
支所市民福祉課市民税務係
☎72-1333
熊谷年金事務所
☎048-522-5012

令和2年度の前納の申込はお早めに！

国民年金保険料を前納すると、右表（参考 令和元年度国民年金保険料納付方法別の割引額早見表）のとおり、前納月数と納付方法に応じた割引を受けることができますので、大変お得です。

その中でも、最も大きな割引を受けられるのが口座振替による2年前納です。申込期限が2月末日です。希望される方はお早めに手続をお願いします。また、前納は難しいという場合は当月末日の口座振替（早割）にすることで月額50円の割引になりますので、ぜひご利用ください。

国民年金保険料の納付方法

①口座振替

手続先 金融機関、熊谷年金事務所

用意 年金手帳又は納付書、預（貯）金通帳、通帳届出印

②クレジットカード納付

手続先 熊谷年金事務所

※市から年金事務所への取り次ぎもしています。

用意 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑
※①口座振替、②クレジットカード納付の前納の新規・変更の申込期限は2月末日（6か月前納の後期の申込期限は8月末日）です。

③日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、郵便局、コンビニ等の各窓口で納付

※納付書による前納は専用の納付書が必要となりますので、熊谷年金事務所へお問い合わせください（年度途中の月から当年度末または翌年度末までの分を前納することもできます）。

なお、1年度分及び6か月分前納用の納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

④電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）
※手続方法等については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

参考 令和元年度 国民年金保険料
納付方法別の割引額早見表
(令和元年度国民年金保険料：月額16,410円)

納付方法	1回あたりの納付額	割引額
口座振替・クレジットカード納付の翌月末振替、納付書	16,410円	なし
口座振替	当月末振替（早割）	16,360円 50円
	6か月前納（前期：4月～9月分） （後期：10月～翌年3月分）	97,340円 1,120円
	1年前納（4月～翌年3月分）	192,790円 4,130円
	2年前納（4月～翌々年3月分）	379,640円 15,760円
納付書・クレジットカード納付	6か月前納（前期：4月～9月分） （後期：10月～翌年3月分）	97,660円 800円
	1年前納（4月～翌年3月分）	193,420円 3,500円
	2年前納（4月～翌々年3月分）	380,880円 14,520円

※納付額や割引額は当該年度の保険料額によって変動します。
※当月末振替（早割）ができるのは口座振替のみです。

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

令和元年度の国民年金保険料は月額16,410円です。納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付しましょう。

▶市民税・県民税の申告手続きにはマイナンバーが必要です

◎本人申告の場合

マイナンバーカードをお持ちの人
マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能

マイナンバーカードをお持ちでない人	
番号確認書類	身元確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ

◎代理人申告の場合

代理権の確認書類	+	代理人の身元確認書類	+	本人の番号確認書類
●委任状 ●本人のマイナンバーカード ●本人の公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●公的医療保険の被保険者証 などのうちいずれか1つ		●マイナンバーカード又はその写し ●通知カード又はその写し ●住民票の写し又はその写し（マイナンバー入りのものに限る） などのうちいずれか1つ

本庄税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎22-2111（自動音声案内）

■本庄税務署に所得税・個人消費税の確定申告会場を開設します

期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日・休日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後4時
相談時間 午前9時～

申告書の作成の際はお早めにお越しください。複雑な相談内容は午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

■確定申告にはe-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等で確定申告書が作成できます。申告書はe-Taxで送信するか、書面を印刷して本庄税務署に送付してください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告できます。

〈e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作についてのお問い合わせ〉

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付日時 月曜日～金曜日（休日を除く）・2月24日(休)・3月1日(日)・8日(日)・15日(日)
午前9時～午後8時
(3月17日(火)からは午後5時まで)

▶申告日程表

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

月	日	曜日	地区	会場
2	13	木	長浜町、鍛冶町、上町、下町	アスピアこだま
	14	金	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	17	月	第一金屋、第二金屋、第三金屋	
	18	火	長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端	
	19	水	児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平	
	20	木	中央、本庄	
	21	金	南、前原、緑	
	25	火	東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
3	26	水	日の出	市役所6階大会議室
	27	木	朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井	
	28	金	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	1	日	市内全域	
	2	月	銀座、寿、けや木、栗崎	
	3	火	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
	4	水	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	5	木	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
6	金	千代田、見福		
3	9	月	小島南、下野堂	市役所6階大会議室
	10	火	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
	11	水	柏、栄	
	12	木	若泉、小島	
	13	金	西富田、蛭川、入浅見、下浅見	
	16	月	市内全域	